

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明						
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要 令和8年度中に必要な岐阜羽島警察署及び警察本部車両等の公用車両等燃料(ガソリン及び軽油)を年間を通して単価契約により購入するもの。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 自動車用燃料については、県庁の公用車両用として購入するために、令和8年度も県(出納管理課)において、岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約が締結される見込みである。そのうち岐阜地区の契約単価(標準単価)を超えない価格で契約できる見込みであるため。 なお、管轄区域が広域であることから、本署及び交番の各方面別に業者を選定したもの。</p> <p>・中央方面 東海エポック株式会社 代表取締役 高橋 國浩</p> <table border="1" data-bbox="949 1473 1353 1630"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>R8.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レギュラー ガソリン</td> <td>@170.89円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>@158.59円/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	R8.4.1から	レギュラー ガソリン	@170.89円/ℓ	軽油	@158.59円/ℓ
品名	R8.4.1から						
レギュラー ガソリン	@170.89円/ℓ						
軽油	@158.59円/ℓ						